

平成30年度野田市立こだま学園指定管理者管理運営状況調書

担当課 障がい者支援課

評価基準	評価項目	指定管理者 自己評価	担当課評価	特記事項
利用者の平等利用の確保	①利用者の平等利用の確保の取組	B	B	
施設の効用（設置目的）が最大限発揮されるものであること	①施設の利用促進（利用者増）の取組	B	B	
	②ニーズ把握、サービス向上の取組	B	B	
	③利用者の人権の擁護、虐待の防止の方策の取組	B	B	
有効な通所支援の提供が図られていること	①通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組	B	A	
有効な相談事業の提供が図られていること	①障害児相談支援のための取組	B	B	
個人情報の適切な保護が図られていること	①個人情報保護のための取組	B	B	
緊急時の危機管理体制が確立されていること	①施設の安全管理についての取組	B	B	
	②緊急時の危機管理のための取組	B	B	
	③利用者の要望及び苦情への対応のための取組	B	B	
現金の取扱い等の経理処理が適切に行われること	①現金の取扱い等の経理処理が適切に行われるための取組	B	B	
管理経費の縮減が図られるものであること	①指定管理に係る経費の収支見込について	B	B	
	②管理経費縮減のための取組	B	B	
地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮	①地元住民の雇用、物品及び役務の地元業者への配慮の取組	B	B	
事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力の確保を有していること	①職員配置及び職員の指揮監督の管理体制	B	B	
	②人材育成の方策	B	B	

総合所見

当該施設は、平成 27 年度から社会福祉法人は一とふるが指定管理業務を運営している。福祉型児童発達支援センターとして、知的障がいや発達障がい等の児童を対象とした児童発達支援の他、保育所等訪問支援と障害児相談支援を提供している。指定管理者制度導入から 4 年目となり、全般的に安定した運営をしており、利用者からの支持を得ている。

通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援）のための取組の児童発達支援については、児童の障がい特性や個性を保護者と確認し、児童や保護者が望む成長方針を尊重して療育を行っている。その結果、児童が通所するまでは上手にできなかった食事や排せつ等の日常動作が徐々にできるようになった。また、保育所等訪問支援については、集団生活を送ることが困難であった児童が徐々に馴染めるようになり、教職員の間で評判となった。こだま学園の契約児童以外で困難なケースが生じたときには、こだま学園に相談の連絡が入り、教育機関等へ訪問して教職員へ助言を行っている。以上より、効果的な支援を行うことで、保護者や教育機関等から好評を得ており、仕様書で求めている内容を上回る事業を行っていると思われるため担当課評価を A とした。

29 年度、事故等の報告で市へ報告していなかったため、利用者の要望及び苦情への対応のための取組についての項目を担当課評価 C としたが、30 年度は、保護者会の要望事項やトラブルについて報告があり、大きな問題となる前に解決することができた。

収支状況について、予算額と決算見込額に大きな差があるものとして、人件費の職員賞与が大きく執行残が生じる見込みがあるが、理由として、育休復帰職員、新規採用職員、算定期間不足職員 2 名は満額支給ではないため、予算より減額となった。

なお、社会福祉法人は一とふるの経営状況について、29 年度分の事業活動収支計算書（損益計算書）で確認したところ、法人全体の経営収支差額が、約 33,236 千円のプラスとなっており、経営は安定している。